

医療費の助成対象を

小学校3年生まで拡大

―小学校1～3年生は手続きが必要―

県の乳幼児医療費助成制度の変更に伴い、これまで小学校就

学前の子どもまでとしていた「乳幼児医療費助成」の助成対

象を、12月1日から小学校3年生まで拡大し、名称も「子ども

医療費助成」に変わります。

新たな助成制度では、自己負担金が変わり、所得制限も設け

られます。

市内に住所のある小学校1～3年生までの子どもの保護者。

※対象児童のいる世帯には、9月末に申請書を郵送しました。

①子どもの健康保険証

②印鑑

改正内容

対象：0歳から就学前までの児童 ※11月30日まで

保護者の所得区分	医療費自己負担金
市民税の所得割が非課税の人	無
市民税の所得割が課税される人	200円

対象：0歳から小学校3年生までの児童 ※12月1日から

保護者の所得区分	医療費自己負担金
市民税所得割が非課税	無
市民税所得割が課税され児童手当特例給付の限度額未満	300円
主たる保護者の所得が児童手当特例給付の限度額以上	助成対象外

児童手当特例給付限度額表

所得申告時の扶養親族の人数	所得制限限度額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円
5人	722万円

毎日の暮らしの中で、国や特殊法人などの仕事について「相談したいことがあるのに、どこに行けばいいかわからない、苦情を言いたいけど、直接窓口には、言いたくない……」。そんなふうに思っている人はいませ

10月18日から24日は行政相談週間です

〈申請・問い合わせ先〉
健康管理課庶務企画班
☎63-8766

※平成22年1月2日以降に保護者が転入した場合は、前住所地の平成22年度課税証明書。

〈受付期間〉

10月1日(金)～22日(金)の開庁日
午前8時30分～午後6時

☆休日受け付け

○10月2日(土) 午前9時～午後5時

○10月24日(日) 午前9時～正午

※右記の期間内に申請のあった人は、12月から使える『子ども医療費受給券』を11月末に郵送します。

※現在、11月末まで有効の、乳幼児受給券を持つている人は、新しい受給券が郵送されますので、手続きの必要はありません。

んか。そんなときは、行政相談委員に相談してください。

行政相談委員は、国や独立行政法人などの仕事についての相談や苦情などを受け付け、中立かつ公平な立場で相談者に助言をしたり、関係機関に連絡をしたりして、問題の解決に努めます。相談は無料で、予約の必要はありません。また相談者の秘密は、固く守られます。

人権週間

ちばハートフル・ヒューマンフエスタ2010

日時／12月8日(水) 午後1時～会場／千葉県文化会館

〔内容〕

○乙武洋匡(作家)、藪本雅子さん(元日本テレビアナウンサー)によるトークショー「みんなちがって、みんないい」

○石井明美さん(歌手)による



▲乙武洋匡さん



▲藪本雅子さん

〈申し込み・問い合わせ先〉
〒260-0855
県庁内郵便局留
ちばハートフル・ヒューマンフエスタ事務局 (県健康福祉政策課内)
☎043-223-2348

〈10月の相談日〉
●10月5日(火) 旭市役所
●10月12日(火) 飯岡支所
●10月19日(火) 海上支所
●10月26日(火) 干潟支所

〈時間〉
午後1時30分～3時30分

〈問い合わせ先〉
秘書広報課広報広聴班
☎62-8070